

家庭ごみ処理有料化実施方針 (素案)

未定稿

令和 年 月

会津若松市

目 次

はじめに	1
------------	---

第1章 ごみ処理有料化

1 概要	2
2 国の動向	2
3 目的と期待する効果	3
4 導入状況	4
5 本市における位置付け	6
6 本市のごみ削減状況	7

第2章 制度の主要論点

1 有料化の対象品目	10
2 手数料の体系	11
3 手数料の徴収方法	15
4 手数料の水準	16
5 排出者責任の明確化	21
6 配慮・減免措置	22
7 手数料の用途	23

第3章 本市の制度

1 導入目的	24
2 位置付け	24
3 導入時期	24
4 有料化の対象品目	25
5 手数料の体系	26
6 手数料の徴収方法	27
7 手数料の金額	28
8 排出者責任	32
9 減免措置	33
10 手数料の用途	33
11 併用施策	33
12 有料化制度の検証	34

資料編

はじめに

本市は、市民・事業者の皆様と危機意識を共有し、燃やせるごみ減量の期間と目標を定めて集中的に取り組むことで、令和8年3月までに燃やせるごみ排出量を82.1トンまで削減することを目指すために、令和6年5月20日、「ごみ緊急事態宣言」を発しました。

この中では、「ごみ緊急事態宣言」による取組によっても、緊急減量期間中の燃やせるごみ排出量の目標が達成できない場合、ごみ減量に関心をお持ちいただけない方にも、ごみ減量を自分事とする仕組みとして、「ごみ処理有料化」を導入せざるを得ないと考えていることを表明しました。

このため、本市のごみ処理有料化の制度設計や関連施策について、「家庭ごみ処理有料化実施方針（素案）（以下、「本実施方針」という。）」として取りまとめるものであり、今後、パブリックコメントを経た上で、廃棄物処理運営審議会に諮問し、調査・審議を行っていきます。

また、令和6年9月から11月までの3か月間の集計期間において、燃やせるごみ排出量（トン/日）が、目標値である「令和5年度同期比 12%以上の削減」を達成できなかった場合には、本実施方針を実行に移し、ごみ処理有料化に必要となる条例改正案や予算案等について、議会へ提案していきます。

なお、上記期間内で目標を達成した場合でも、令和6年12月以降について、燃やせるごみ排出量を、毎月確認し、最終目標達成が難しい状況となった場合には、「ごみ処理有料化」を導入せざるを得ない状況にあると判断し、ごみ処理有料化の実施方針の策定や条例改正案の議会への提案などを進めていきます。

第1章 ごみ処理有料化

1 概要

ごみ有料化とは、ごみ処理に要する経費の一部をごみ排出者に手数料として負担してもらう制度です。

また、ごみ有料化は、市町村の一般廃棄物行政の目的を実現するための一手段であることから、廃棄物処理法に基づき市町村が策定する一般廃棄物処理計画に明記し、一般廃棄物に関する施策の一つとして明確に位置づけて行うことが適切です。

さらに、ごみ有料化は、手数料を徴収することとなるため、地方自治法第227条及び第228条の規定に基づき、市町村の条例で手数料に関する事項を定める必要があります。

2 国の動向

国は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、平成12(2000)年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、廃棄物の発生抑制など関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成17(2005)年には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正されました。この改正では、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」との記載が追加され、国全体の施策の方針としてごみ有料化を推進するべきことが明確化されています。

さらに、平成19(2007)年には、市町村がごみ有料化を導入する際の参考として「一般廃棄物処理有料化の手引き（令和4年3月・環境省）（以下、「有料化の手引き」という。）」が作成され、ごみ有料化は市町村の一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けて転換していくための施策手段として位置づけられています。

これらの実効性を担保する観点から、国は、廃棄物処理施設の整備に対する財源である循環型社会形成推進交付金のごみ焼却施設への交付要件として、「廃棄物処理の有料化」を定めており、新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、ごみの減量化を図る観点から、家庭系一般廃棄物処理の有料化を検討することを求めています。なお、ごみの分別の推進等、有料化以外の施策で、一人あたりのごみの排出量等を減量させている場合は、このかぎりではないとされています。

加えて、令和3(2021)年には、国・地方脱炭素会議の「地域脱炭素ロードマップ」において、地域脱炭素を実現するための取組の重点対策として、家庭ごみ有料化等を通じたごみ減量化の推進により、循環経済への移行を図ることが位置づけられています。

3 目的と期待する効果

(1) 公平性の確保

ごみ有料化を導入することで、排出量に応じて手数料を負担することとなり、費用負担の公平性が確保されます。

住民税のみを財源としてごみ処理を実施する場合は、排出量の多い方と努力してごみを減量している方との間で費用負担に明確な差が付きませんが、排出量に応じた公平な負担になります。また、住民登録地と実際の居住地が異なるなどの理由により、納税していない自治体のごみ処理サービスを受けるといった不公平の解消にもつながります。

(2) 意識改革

ごみ有料化を導入することで、排出量に応じて手数料を負担することとなり、ごみ排出への問題意識が生まれ、ごみ減量への関心が高まるなど、意識改革につながります。

また、関心・意識が高まることで、自治体による周知啓発が伝わりやすい状況になり、継続的な排出抑制や再生利用の推進が期待できます。

(3) 排出抑制や再生利用の推進

ごみ有料化を導入することで、排出量に応じて手数料を負担することとなり、費用負担を抑えようとする意識が生まれ、ごみ排出量の抑制につながります。

また、資源物の手数料を、無料とする又は可燃ごみ等の手数料より低水準とすることで、費用負担を抑えようとする意識が生まれ、資源物の分別促進につながります。

さらに、意識改革が進むことで、住民が、単に費用負担を抑えようとするだけでなく、高い意識・目的のもと、排出抑制や再生利用を行うことが期待できます。

(4) 環境負荷の低減

排出抑制と再生利用の推進により、ごみ処理で消費される電気・燃料の節減、ごみ処理で発生する温室効果ガスの削減、ごみとして処分されてしまう製品の原料であるパルプや綿、原油などの節約、最終処分場用地の延命化を図ることができます。

天然資源の節約、地球温暖化の防止、自然環境の保全など、様々な環境負荷の低減に繋がり、未来を担う次世代に住みよい地球環境を引き継ぐことが期待できます。

(5) 持続可能なごみ処理体制の構築

排出抑制と再生利用の推進により、ごみ処理経費の抑制、ごみ処理施設の規模縮小、最終処分場の延命化を図ることができます。

将来世代の負担を軽減し、持続可能なごみ処理体制を構築することが期待できます。

(6) ごみ処理手数料の活用

ごみ有料化により、ごみ処理手数料を活用することができます。

用途は、ごみ有料化の制度運営、分別資源化の拡充、減量活動の助成、周知啓発、パトロール強化、ごみ処理、ごみ処理施設整備など様々で、近年、町内会など住民への還元や高齢者のごみ出し支援など、住民サービス拡充に活用される例もあります。

4 導入状況

(1) 自治体

全国の自治体では半数を超える 66%が家庭ごみ有料化を実施しています。
福島県でも半数に近い 46%が実施しています。

表 自治体で見た有料化実施率（2024年6月現在）

区分	全国			福島県		
	自治体数	有料化 実施済	有料化 実施率	自治体数	有料化 実施済	有料化 実施率
市・区	815	486	60%	13	2	15%
町	743	541	73%	31	16	52%
村	183	121	66%	15	9	60%
合計	1,741	1,148	66%	59	27	46%

（出典）山谷修作氏「全国市区町村の有料化実施率（2024年6月現在）」を基に加工

(2) 人口

家庭ごみ有料化の実施率を人口で見た場合、全国では、東京都特別区をはじめ人口規模が大きい市区町村での実施が少ないため、自治体の有料化実施率 66%より低い 43%となっています。

福島県でも、人口規模上位 4 位までの郡山市、いわき市、福島市、会津若松市が家庭ごみ有料化を実施していないため、自治体の有料化実施率 46%より低い 17%となっています。

表 人口で見た有料化実施率（2024年6月現在）

項目	全国	福島県
有料化実施率	43%	17%

（出典）山谷修作氏「全国の有料化実施状況（人口比率）（2024年6月現在）」を基に加工

(3) 福島県内

福島県内では昭和 57(1982)年 11 月に熱塩加納村が、平成 6(1994)年 4 月に北塩原村がごみ有料化を導入しましたが、既に有料化が撤廃されています。

現在までごみ有料化を続けている自治体としては、平成 7(1995)年 10 月に三春町がごみ有料化を導入し、双葉地域や県南地域に広がりました。双葉地域と県南地域では、一部事務組合単位で構成自治体が同時にごみ有料化を導入する例が多くあります。平成 22(2010)年 10 月に会津坂下町が導入して以降、県内の自治体での導入はありません。

5 本市における位置付け

(1) 一般廃棄物処理計画

本市は、平成28(2016)年4月、「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理計画）」を策定し、毎年度、「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」を定めています。

令和3(2021)年4月に改訂した「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理計画）」では、ごみ有料化について、「今後のごみ排出量の推移を見ながら、本市でも有料化へ向けて本格的な検討を進める」と位置付けています。

(2) 条例・規則

「会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和53年3月30日、会津若松市条例第7号）（以下、「廃棄物処理条例」という。）」では、第20条（一般廃棄物処理手数料）において、「一般廃棄物の処理に関し、占有者から別表に定める手数料（消費税及び地方消費税の額を含む。）を徴収する」と定めています。別表では、「し尿」及び「犬、ねこ等の死体」の処理、さらには、「犬、ねこ等の死体」の収集及び運搬について、区分、手数料、納期限を定めています。

このように、廃棄物処理法で定める廃棄物のうち「動物の死体」についてのみ手数料を定めており、家庭ごみ（生活系一般廃棄物）の処理は無料となっています。

なお、「会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センター条例（平成18年8月31日、会広整備条例第19号）」において、事業系一般廃棄物の可燃ごみ・不燃ごみ、あわせ産廃（一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物）の不燃ごみについて、一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用を定めており、事業系ごみ（事業系一般廃棄物及び産業廃棄物）は既に有料化されています。

(3) 検討状況

施政方針においては、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度まで、「ごみ減量手法の一つとしてごみの有料化を検討する」と示し、有料化の手引きや、ごみ有料化研究者の文献、ごみ有料化導入市町村の実例の情報収集や調査研究を進めてきました。

また、令和5(2023)年10月、ごみ減量施策について廃棄物処理運営審議会に諮問し、4回にわたる調査・審議を経て、令和6(2024)年3月に答申を得ました。答申の中で、ごみ緊急事態宣言の実施や、ごみ有料化の検討の必要性が示されました。

さらに、令和6(2024)年5月20日、「ごみ緊急事態宣言」を発するとともに、ごみ有料化についても本格的な検討をはじめました。

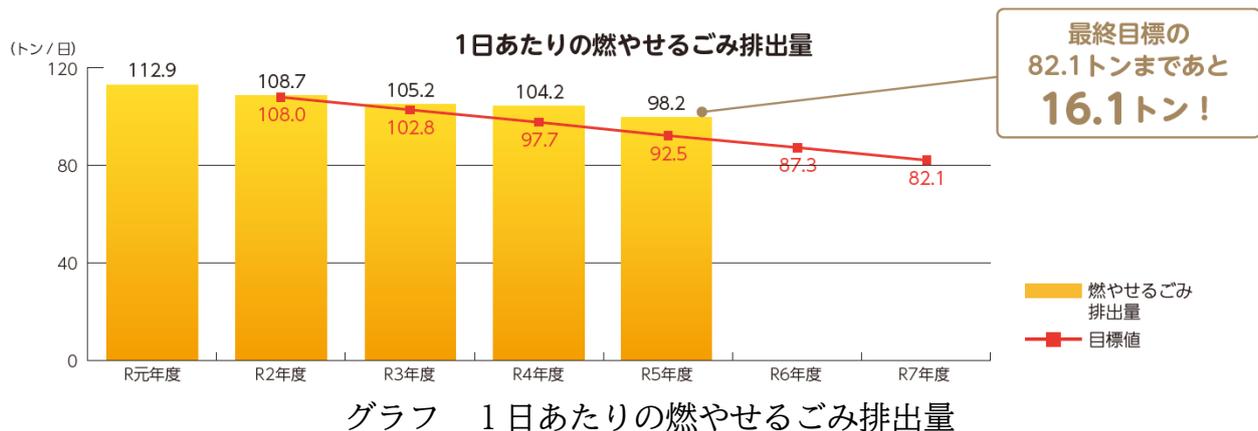
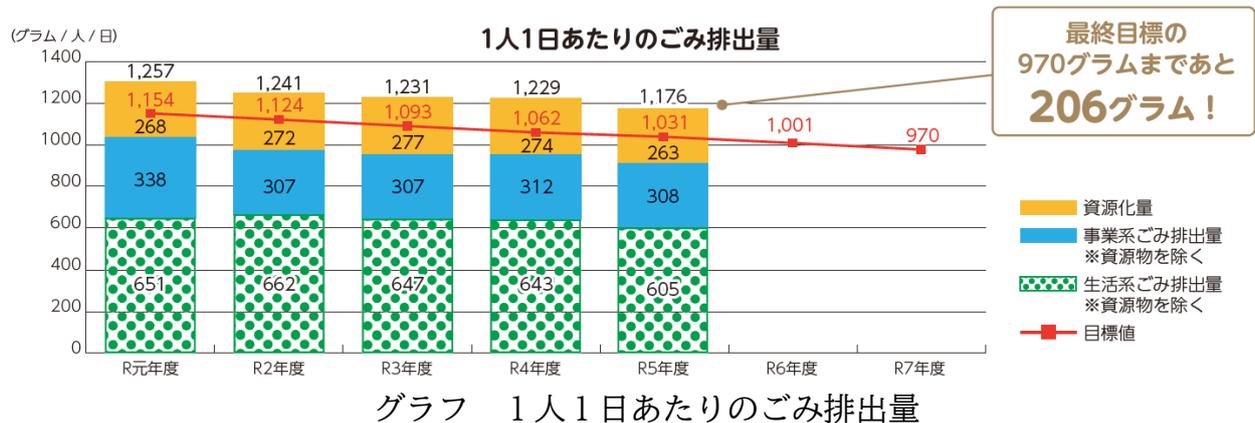
6 本市のごみ削減状況

(1) 市目標の達成状況

一般廃棄物処理基本計画改訂版においては、令和7(2025)年度までの目標として、「1人1日あたりのごみ排出量970グラム」と、「燃やせるごみ排出量29,983トン/年(82.1トン/日)」を定め、目標達成に向けて、雑がみ分別徹底の啓発や、古着の拠点回収、市職員によるごみステーションでの立会い・排出説明など、市民の協力を得ながらごみの減量に取り組んできました。

令和5(2023)年度実績は、「1人1日あたりのごみ排出量」は1,176グラムで、前年度から53グラム・4.3%の減となりました。また、「1日あたりの燃やせるごみ排出量」は98.2トンで前年度から6トン・5.8%の減となりました。また、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年連続で2つの指標を削減することができました。

しかし、最終目標の達成までには、「1人1日あたりのごみ排出量」は、206グラム・17.5%の超過、「1日あたりの燃やせるごみ排出量」は16.1トン・16.4%の超過となっており、非常に厳しい状況にあります。



(2) 全国比較

令和4(2022)年度一般廃棄物処理事業実態調査において、本市の1人1日あたりのごみ排出量は、人口10万人以上50万人未満規模の232自治体の中で、生活系と事業系の合計がワースト10位、事業系のみがワースト49位、生活系のみがワースト4位となっています。また、全国平均と比較すると1.2倍から1.26倍の排出量となっています。

表 1人1日あたりのごみ排出量（生活系+事業系）

順位	市区町村名	排出量	備考
1位	日野市	601グラム	本市は1位の1.8倍
185位	いわき市	971グラム	ワースト48位
221位	福島市	1,080グラム	ワースト12位
223位	会津若松市	1,098グラム	ワースト10位
231位	郡山市	1,165グラム	ワースト2位
	平均	880グラム	本市は平均の1.25倍

(出典) 「令和4年度一般廃棄物処理事業実態調査」を基に作成

表 1人1日あたりの事業系ごみ排出量

順位	市区町村名	排出量	備考
1位	小金井市	39グラム	本市は1位の8倍
144位	いわき市	277グラム	ワースト89位
176位	福島市	300グラム	ワースト57位
184位	会津若松市	314グラム	ワースト49位
220位	郡山市	410グラム	ワースト13位
	平均	260グラム	本市は平均の1.2倍

(出典) 「令和4年度一般廃棄物処理事業実態調査」を基に作成

表 1人1日あたりの生活系ごみ排出量

順位	市区町村名	排出量	備考
1位	掛川市	478グラム	本市は1位の1.64倍
196位	いわき市	694グラム	ワースト37位
223位	郡山市	755グラム	ワースト10位
228位	福島市	779グラム	ワースト5位
229位	会津若松市	784グラム	ワースト4位
	平均	620グラム	本市は平均の1.26倍

(出典) 「令和4年度一般廃棄物処理事業実態調査」を基に作成

(3) 広域圏構成市町村の目標達成状況

会津若松地方広域市町村圏整備組合では、環境負荷の低減や事業費抑制のために、新ごみ焼却施設の規模を縮小して1日あたり196トンとしたことに伴い、令和2(2020)年3月に策定した「ごみ減量実施計画」に基づき、構成市町村全体でごみ減量を進めています。

令和5(2023)年度実績では、構成市町村の目標超過率は、本市20%、最小7%、最大42%となっています。また、適正に処理するためには、1日あたり213トンの処理能力を持つごみ焼却施設が必要になるだけでなく、災害廃棄物処理には対応できない状況になると試算されます。さらに、新ごみ焼却施設の1日あたり196トンの処理能力では、広域圏全体で、1日あたり24.43トンの燃やせるごみが処理できないこととなります。

表 新ごみ焼却施設の規模と1日あたりの燃やせるごみ排出量 (単位：トン、%)

項目		令和7年度 (2025年度) 目標(トン)	令和5年度 (2023年度) 実績(トン)	超過量 (トン)	超過率 (%)	備考
場外	会津若松市	82.145	98.715	16.570	20%	
	磐梯町	2.649	2.863	0.214	8%	
	猪苗代町	10.307	11.649	1.342	13%	
	会津坂下町	8.830	10.370	1.540	17%	
	湯川村	1.912	2.203	0.290	15%	
	柳津町	1.860	2.162	0.301	16%	
	三島町	0.704	0.997	0.293	42%	
	金山町	0.992	1.186	0.195	20%	
	昭和村	0.729	0.795	0.066	9%	
	会津美里町	12.910	13.781	0.871	7%	
	計	123.038	144.721	21.682	18%	
場内	ごみ破碎施設	3.068	5.466	2.397	78%	破碎後可燃物
	し尿処理施設	6.307	6.658	0.351	6%	助燃剤
	計	9.375	12.123	2.748	29%	
ごみ処理量		132.41	156.84	24.43	18%	
施設規模※		180	213	33	18%	
災害廃棄物処理量		16	0	-16	-100%	
施設規模(災害廃棄物処理量含む)		196	213	17	9%	

※ 施設規模 …ごみ処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率

※ 実稼働率(0.767) …稼働日数280日。補修整備期間30日、補修点検期間15日×2回、全停止期間7日、起動に要する日数3日×3回、停止に要する日数3日×3回、計85日。(365-85)÷365=0.767

※ 調整稼働率(0.96) …故障修理15日。全国都市清掃会議が規定。(365-15)÷365=0.96

第2章 制度の主要論点

1 有料化の対象品目

(1) 公平性の確保

ごみの排出量に応じた費用負担の公平性の確保と、納税していない自治体のごみ処理サービスを受けるという不公平の解消のために、全品目を有料化の対象にすることも考えられます。

また、資源物は収集運搬費用が生じていますが、売払収入があるものや処分費用が低額なものもあり、資源物に受益者負担を求めるかは判断が分かれます。

(2) 排出抑制や再生利用の推進

ごみ総排出量の削減のために全品目を有料化の対象にすることも考えられますが、排出抑制が必要な品目に限定して有料化することも考えられます。

また、再生利用の推進のために資源物を有料化の対象にしないことが考えられます。

(3) 他の政策目標との連携

特定品目を有料化の対象とする又は対象外とすることで、他の政策目標との連携が行われています。子育てや高齢者・障がい者支援のために「おむつ」を対象外とする例、緑のまちづくりのために「枝・葉・草」を対象外とする例、地球温暖化防止のために、「プラスチック製容器包装」や「プラスチック製品」を対象とする例などがあります。

(4) 資源物有料化の状況

家庭ごみ有料化を導入している486市のうち、資源物を有料化の対象品目としていないのは326市・67%であり、再資源化の推進を重視していることが伺えます。

また、プラスチックを有料化の対象品目としている市が22%あり、地球温暖化防止対策との連携やごみ総排出量の削減の観点を重視していることが伺えます。



図 家庭ごみ有料化導入市における資源物有料化実施状況（2024年6月現在）
（出典）山谷修作氏「有料化市の資源物有料化実施状況（2024年6月現在）」を基に加工

2 手数料の体系

(1) 全国の状況

手数料の料金体系については、ごみ有料化を導入済みの都市 486 市のうち、466 市・95.9%で「単純従量制」が、20 市・4.1%で「超過量従量制」が採用されています。

表 手数料の料金体系

単純従量制	①排出量単純比例型
超過量従量制	②排出量多段階比例型
	③一定量無料型
その他	④負担補助組合せ型
	⑤定額制従量制併用型

表 料金体系の状況（2024年8月現在）

区分	国手引での区分	都市数		割合	
単純従量制	①排出量単純比例型	466		95.9%	
超過量従量制	②排出量多段階比例型	3	20	0.6%	4.1%
	③一定量無料型	17		3.5%	
計		486		100.0%	

（出典）山谷修作氏「全国都市家庭ごみ有料化実施状況（2024年1月現在）」を基に、本市調査（2024年8月）により時点更新・加工

(2) 「単純従量制」と「超過量従量制」の比較

項目	単純従量制	超過量従量制
体系図		
仕組み	排出量に応じた手数料を負担する方式	排出量が、基本量の範囲内までは無料とし、基本量を超えると排出量に応じた手数料を負担する方式
利点	<ul style="list-style-type: none"> ①制度が単純で分かりやすい ②負担の公平性が確保される ③排出抑制の動機付けが高い ④制度の運用コストが小さい ⑤手数料収入の活用ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ①ごみ有料化導入に対する住民理解が得られやすい
欠点	<ul style="list-style-type: none"> ①手数料水準が低い場合、排出抑制の動機付けが弱い ②手数料水準が高い場合、ごみ有料化導入に対する住民理解が得られにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ①最適な制度設計が難しく、住民にとっても理解しにくい ②排出量が基本量の範囲内では、負担の公平性が確保されない ③排出量が基本量の範囲内では、排出抑制の動機付けが弱い ④制度の運用コストが大きい ⑤手数料収入が残らず財政負担となり、手数料の活用ができない

(3) 「超過量従量制」見直しの動き

※今後「ごみ有料化都市アンケート」の結果を反映し、追記します。

ごみ有料化の導入時に超過量従量制を採用した43市のうち、23市が単純従量制へ見直しており、20市が現在も超過量従量制を維持しています。

超過量従量制から単純従量制へ見直した理由は、「〇〇」が〇%、「〇〇」が〇%、「〇〇」が〇%などとなっています。

表 「超過量従量制」見直しの動き（2024年8月現在）

※今後、「ごみ有料化都市アンケート」の結果を反映します。

No.	自治体名	所在 都道府県名	有料化 導入年月	超過量従量制 の維持	単純従量制への見直し	
					該当	年月
1	草津市	滋賀県	1974		○	
2	柳井市	山口県	1978.4		○	
3	栗東市	滋賀県	1980		○	
4	守山市	滋賀県	1982.7		○	
5	高山市	岐阜県	1992.4	○		
6	萩市	山口県	1993.4	○		
7	羽咋市	石川県	1994.10		○	
8	加西市	兵庫県	1994.10		○	
9	西条市	愛媛県	1994.4		○	
10	東温市	愛媛県	1994.4	○		
11	大垣市	岐阜県	1994.7		○	
12	洲本市	兵庫県	1994.7		○	
13	倉吉市	鳥取県	1995.10		○	
14	東海市	愛知県	1995.12	○		
15	三原市	広島県	1995.4		○	
16	野田市	千葉県	1995.4	○		
17	御殿場市	静岡県	1995.7		○	
18	高浜市	愛知県	1995.7		○	
19	関市	岐阜県	1996.10		○	
20	長野市	長野県	1996.11		○	
21	富田林市	大阪府	1996.2	○		
22	河内長野市	大阪府	1996.2	○		
23	大阪狭山市	大阪府	1996.2	○		
24	下妻市	茨城県	1997.4	○		
25	長浜市	滋賀県	1999.11		○	
26	米原市	滋賀県	1999.11		○	
27	碧南市	愛知県	1999.7	○		
28	君津市	千葉県	2000.10		○	2016.4
29	千曲市	長野県	2000.4	○		
30	出雲市	島根県	2001.4		○	
31	新宮市	和歌山県	2002.4	○		
32	笠岡市	岡山県	2002.4	○		

No.	自治体名	所在 都道府県名	有料化 導入年月	超過量従量制 の維持	単純従量制への見直し	
					該当	年月
33	岸和田市	大阪府	2002.7		○	
34	箕面市	大阪府	2003.10	○		
35	伊那市	長野県	2003.4	○		
36	駒ヶ根市	長野県	2003.4	○		
37	須坂市	長野県	2003.7		○	
38	阿賀野市	新潟県	2004.4	○		
39	佐世保市	長崎県	2005.1	○		
40	池田市	大阪府	2006.4		○	
41	岩出市	和歌山県	2012.7	○		
42	高石市	大阪府	2013.4	○		
43	小松市	石川県	2016.10		○	2023.4
計			43市	20市	23市	

(出典) 山谷修作氏「全国都市家庭ごみ有料化実施状況(2024年1月現在)」を基に、本市調査(2024年8月)により時点更新・加工

表 超過量従量制から単純従量制へ見直した理由

※今後、「ごみ有料化都市アンケート」の結果を反映します。

理由	自治体数	割合

(出典) 本市調査(2024年8月)

3 手数料の徴収方法

(1) 主な徴収方法

手数料の徴収方法は、ごみの減量効果を実感できること、負担の公平性が確保されることが基本的機能として求められ、住民の利便性や運用コストも重要になります。

自治体が収集するごみについては、「指定ごみ袋」や「シール」の購入を通して手数料を徴収する方法が多く採用されており、住民がごみ処理施設へ直接搬入するごみについては、「窓口」で手数料を徴収する方法があります。

(2) 「指定ごみ袋」と「シール」の比較

項目	指定ごみ袋	シール
仕組み	容量が決められた指定ごみ袋を店舗で購入することで手数料を負担し、有料化対象品目のごみを、指定ごみ袋に入れて排出する	シールを店舗で購入することで手数料を負担し、有料化対象品目のごみをシールを貼った袋に入れて排出する、又は、ごみにシールを貼って排出する
利点	<ul style="list-style-type: none"> ①排出量に応じた負担となり、ごみの減量効果を実感できる ②排出量に応じた負担となり、負担の公平性が確保される ③不適正排出が起こりにくい ④収集効率が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ①ごみ袋に入らない大きさ・長さのごみの排出に対応できる ②従前のごみ袋を使用できる
欠点	<ul style="list-style-type: none"> ①ごみ袋に入らない大きさ・長さのごみの排出に対応できない ②従前のごみ袋を使用できない 	<ul style="list-style-type: none"> ①排出量と負担の関係が明確でなく、ごみの減量効果を実感しにくい ②排出量と負担の関係が明確でなく、負担の公平性が確保されにくい ③不適正排出が起こりやすい ④収集効率が低い

(3) 全国の状況

※今後「ごみ有料化都市アンケート」の結果を反映し追記します。

ごみ有料化を導入済みの都市 486 市のうち、「指定ごみ袋のみ」が〇市・〇%、「シールのみ」が〇市・〇%、「指定ごみ袋とシールの併用」が〇市・〇%となっています。【P】

表 全国家庭ごみ有料化実施市の状況（2024年8月現在）

区分	全国		福島県	
	自治体数	割合	自治体数	割合
指定ごみ袋のみ				
シールのみ				
指定ごみ袋とシールの併用				
計		100%		100%

（出典）本市調査（2024年8月）

4 手数料の水準

(1) 全国の状況

※今後「ごみ有料化都市アンケート」の結果を反映し、追記します。

表 手数料水準の分布状況（行政回収）

手数料水準	2000年 ～2004年		2005年 ～2009年		2010年 ～2014年		2015年 ～2019年		2020年 ～2024年	
	数	割合								
0.7円/ℓ未満										
0.7円/ℓ以上 1.0円/ℓ未満										
1.0円/ℓ										
1.0円/ℓ超過 1.8円/ℓ未満										
1.8円/ℓ以上										

（出典）本市調査（2024年8月）

(2) 排出抑制や再生利用の推進への効果

※今後「ごみ有料化都市アンケート」の結果を反映します。

① 手数料水準とごみ減量効果

平成12(2000)年度以降にごみ有料化を導入した都市の状況から、手数料水準が高いほど、ごみ減量効果が高いことがうかがえます。

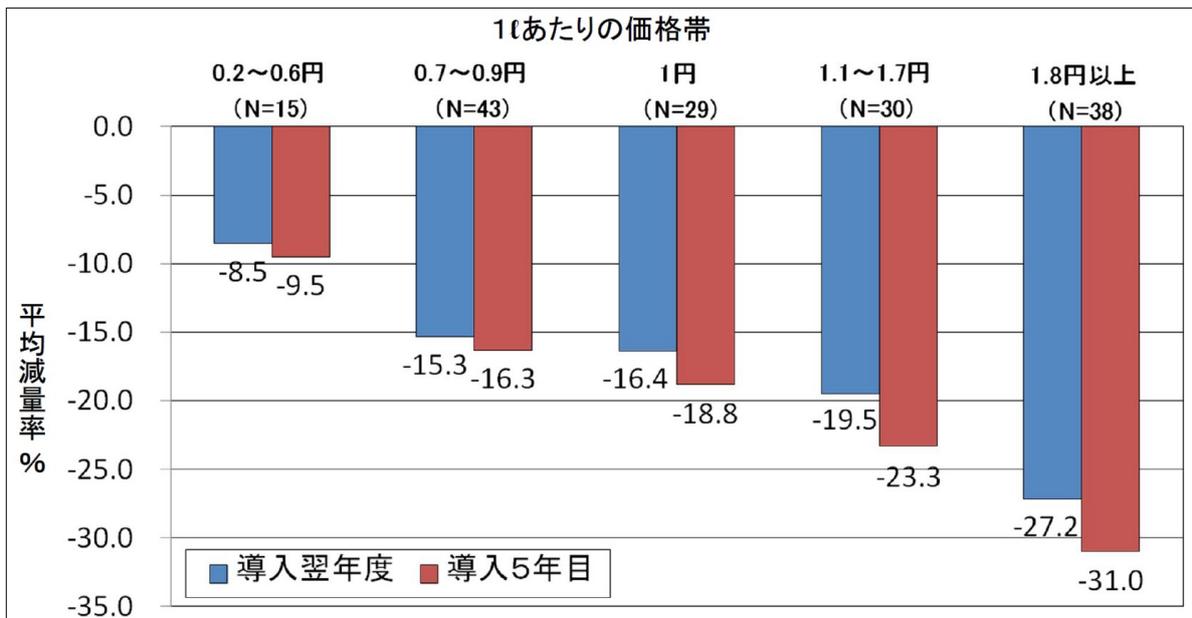


図 有料化実施後の処分ごみ減量効果（2000年度以降有料化導入155市）

（出典）山谷修作氏「有料化実施後の処分ごみ減量効果」を基に加工

（注意）有料化導入前年度比の平均減量率で表記。処分ごみ＝可燃ごみ＋不燃ごみ＋粗大ごみ等
山谷全国都市アンケート調査の結果から集計

② 導入時期とごみ減量効果

ごみ有料化導入済みの東京都多摩地域 24 市の状況から、ごみ有料化導入時期が遅い自治体ほど、ごみ減量効果が低いことがうかがえます。

理由の 1 つは、全国 1 人 1 日あたりのごみ排出量が、2000 年度 1,185g に対して 2017 年度 920g へと 22.4% 減少しているように、減量余地が減少傾向にあるためと言われています。もう 1 つの理由は、自治体の資源化の取組が拡大しているため、後年度になる程、ごみ有料化の併用施策として実施できる資源化品目の追加の余地が少なくなっているためと言われています。

※有識者のデータを仮置き。今後「ごみ有料化都市アンケート」の結果を反映します

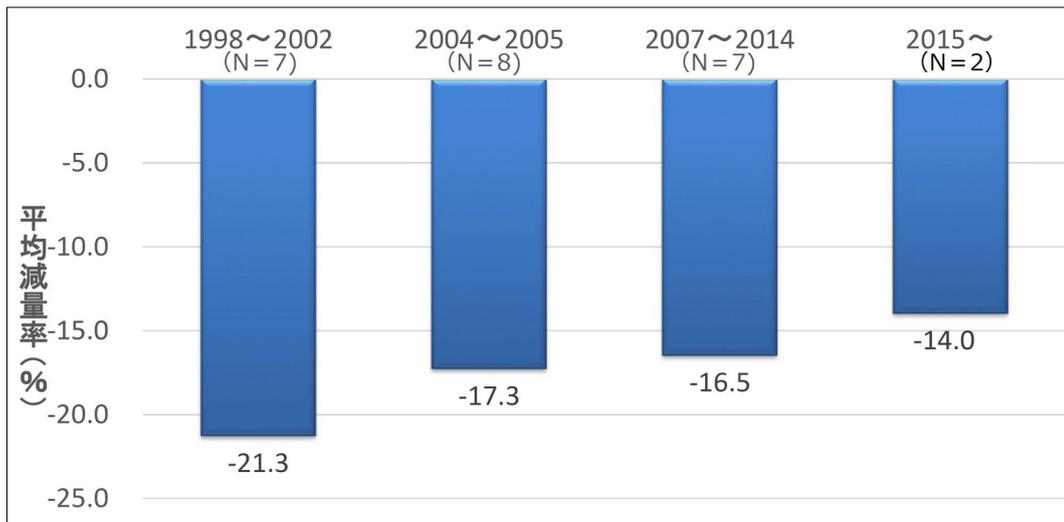


図 ごみ有料化導入時期と翌年度の家庭系可燃ごみ減量効果

(出典) 山谷修作氏「有料化時期と家庭系可燃ごみの翌年度減量効果」を基に加工
(注意) 多摩地域 24 市。新型コロナウイルス感染症拡大の影響前。

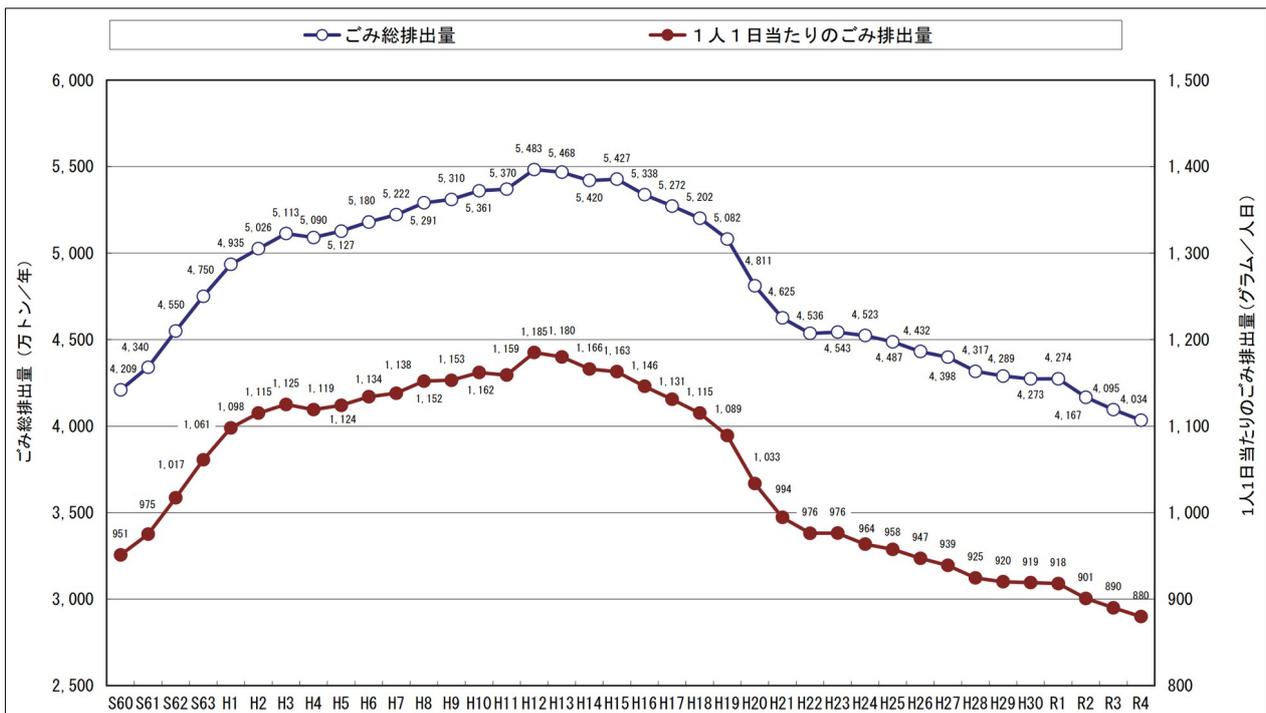


図 ごみ総排出量と 1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移 (全国)

(出典) 「日本の廃棄物処理 (令和4年度版・令和6年3月・環境省)」

表 1人1日あたりのごみ排出量 (全国)

項目	平成12年度 (2000年度)	平成16年度 (2004年度)	平成22年度 (2010年度)	平成29年度 (2017年度)
1人1日あたりのごみ排出量	1,185g	1,146g	976g	920g
2000年を100とした指数	100	96.7	82.4	77.6

(出典) 「日本の廃棄物処理 (令和4年度版・令和6年3月・環境省)」

(3) 住民の受容性

※今後「ごみ有料化都市アンケート」の結果を反映して追記します。

住民の受容性を無視した手数料水準では、不法投棄や不適正排出を誘発する懸念もあることから、有料化の制度を円滑かつ効果的に運営するために、住民の受容性に配慮することが適切です。

直近10年間でごみ有料化を導入した都市では、1リットルあたり〇円が〇市・〇%、〇円が〇市・〇%、〇円が〇市・〇%となっています。【P】これらの都市では、不法投棄や不適正排出は、〇〇。

(4) 周辺市町村における料金水準

周辺の市町村の手数料の料金水準を把握し、料金水準に差をつける場合には、その理由や考え方を整理し、また、均衡を図る場合には、有料化によって期待する効果が損なわれないか検討することが適切です。

福島県内で、現在もごみ有料化を続けている自治体は、平成7(1995)年度から平成22(2010)年度にかけて有料化を導入しており、30年前から15年前となります。県内の手数料水準は1リットルあたり0.6~1.3円となっており、会津若松地方広域市町村圏整備組合の構成市町村では、会津坂下町が1リットルあたり1.3円となっています。

表 福島県内自治体の手数料水準 (指定ごみ袋)

有料化実施年度	自治体名	手数料水準
平成7(1995)年	三春町	0.6円/ℓ
	飯館村	1.3円/ℓ
	東白衛生処理組合 (矢祭町、棚倉町、塙町、鮫川村)	0.7円/ℓ
平成8(1996)年	双葉地方広域市町村圏整備組合 (広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村)	1.1円/ℓ
平成9(1997)年	田村市	1.3円/ℓ
平成10(1998)年	小野町	0.7円/ℓ
平成11(1999)年	白河地方広域市町村圏整備組合 (白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町)	1.2円/ℓ
平成14(2002)年	石川地方生活環境施設組合 (石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町)	0.7円/ℓ
平成22(2010)年	会津坂下町	1.3円/ℓ

表 福島県内自治体の手数料水準（シール）

※今後「ごみ有料化都市アンケート」の結果を反映します。

有料化実施年度	自治体名	手数料水準
平成7(1995)年	三春町	
	飯館村	
	東白衛生処理組合（矢祭町、棚倉町、塙町、鮫川村）	
平成8(1996)年	双葉地方広域市町村圏整備組合 （広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）	
平成9(1997)年	田村市	
平成10(1998)年	小野町	
平成11(1999)年	白河地方広域市町村圏整備組合 （白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町）	
平成14(2002)年	石川地方生活環境施設組合 （石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町）	
平成22(2010)年	会津坂下町	63円/点

(5) ごみ処理原価の受益者負担率

手数料水準の設定にあたって、排出者の理解を得るために、ごみ処理原価を算定し、徴収する手数料が一般廃棄物の処理原価のうちどの程度の割合となるか把握することが推奨されます。

表 令和4年度ごみ処理原価

※今後「ごみ有料化都市アンケート」の結果を反映します。

品目	ごみ処理原価 (千円)	ごみ処理単価			
		1人あたり (円/人)	重量あたり (円/kg)	体積あたり (円/ℓ)※	1点あたり (円/点)※
可燃ごみ	662,612	5,778	17.52	2.19	35.0~210.2
不燃ごみ	187,672	1,636	72.82	【P】9.10	146~1,311
粗大ごみ	69,323	604	191.76	-	4,923
ペットボトル	26,542	231	87.50	-	-
プラ容器包装	82,575	720	94.56	【P】	-
びん類	70,418	614	101.35	-	-
かん類	36,962	322	118.29	-	-
古紙類	96,671	843	57.04	-	-
古着	5,175	45	172.79	【P】	-
リサイクル品	8,155	71	2,886.78	-	【P】
川ざらい土砂	5,227	46	8.50	-	-
給食施設生ごみ	8,295	72	98.13	-	-
全体	1,259,627	10,983	27.77	-	-

※ 環境省が用いる一般廃棄物の重量と体積の変換比率を使用。40ℓ=5kg。

- ※ 袋に入らない「可燃ごみ」の想定品目は、ふとん2～5kg、木製イス（解体）5～7kg、カーペット6～12kg、カラーボックス（解体）9kg。2～12kgの幅があると想定した。
- ※ 袋に入らない「不燃ごみ」の想定品目は、スキー板・ストック2～4kg、収納ケース2～6kg、スノーダンプ3～6kg、ファンヒーター8～11kg、事務イス9～11kg、家具調コタツ16～18kg。2～18kgの幅があると想定した。

表 令和4年度ごみ処理関連収入

項目	収入額
資源物売払収入	6,945 千円
小動物死体処理手数料	680 千円
一般廃棄物許可申請等手数料	172 千円
洗車場管理運営協力金	619 千円
広告収入	396 千円
その他の収入	497 千円
計	9,309 千円

(6) ごみ減量後の標準世帯負担額

手数料水準の設定にあたって、排出者の理解を得るため、また、影響を受ける方への配慮・減免措置等の必要性検討のため、ごみ減量後の標準世帯の手数料負担の見込みを示すことが推奨されます。

表 令和4年度ごみ処理原価

※今後「ごみ有料化都市アンケート」の結果を反映します。

自治体名	有料化導入年度	手数料水準	標準世帯人数	標準世帯の月あたり負担増額
国立市		可燃・不燃 2 円/ℓ プラ容器 1 円/ℓ	2.1 人	520 円
日野市		可燃・不燃 2 円/ℓ	4.0 人	500 円
瀬戸市		可燃・不燃 1 円/ℓ	2.3 人	減量なし 440 円 減量あり 265 円

※ 各都市の有料化実施方針など公表資料から本市集計

5 排出者責任の明確化

ごみ有料化導入に伴って懸念される課題として、「指定ごみ袋」や「シール」を使わずにごみ排出されることがあげられ、この対策として、ステーション収集での「記名式ごみ袋やシールの導入」、「戸別収集の実施」が行われています。

表 「記名式ごみ袋やシールの導入」と「戸別収集の実施」の比較

項目	記名式ごみ袋やシールの導入		戸別収集の実施
	制度型	協力型	
ねらい	住民意識の向上による不適正排出の防止や排出抑制、再生利用の推進		
仕組み	ごみ袋やシールを記名式にして、排出者を特定しやすくし、ごみの排出に関する意識向上を図る。 条例や規則、計画などに根拠を規定する。自治体によっては過料などの罰則規定もある。無記名のごみを収集しない自治体が多い。	条例や規則、計画などに根拠を規定しない。ごみカレンダーなどで協力を求め、強制しない。記名内容も苗字のみや町内会だけが把握する番号などがある。無記名のごみも収集する。	各家庭の前にごみを排出することで、排出者を特定しやすくし、ごみの排出に関する意識向上を図る。
不適正排出への対応	排出指導の貼り紙をしてステーションに残される。排出者が回収しない場合、ステーションを管理する町内会が対応する例が多い。		排出指導の貼り紙をして残される。ほとんどの場合、排出者が回収する。
利点	①ステーションの適正管理が向上する	①ステーションの適正管理が向上する ②住民の抵抗感が少ない	①住民の抵抗感が少ない ②ごみ出しの利便性が向上する
欠点	①住民の抵抗感が多い		①ごみの排出箇所、飛散、鳥獣被害が増え、衛生と美観に悪い影響がある ②収集運搬の効率低下・コスト増加 ③車両と人員の確保に準備期間が必要

表 排出者責任の状況 ※今後「ごみ有料化都市アンケート」の結果を反映します。

区分	都市数	割合	1人1日あたりの生活系ごみ排出量の平均
ステーション収集			
記名制あり			
制度型			
協力型			
記名制なし			
戸別収集			
計			

(出典) 本市調査(2024年8月)、「令和4年度一般廃棄物処理事業実態調査」

6 配慮・減免措置

※今後、「ごみ有料化都市アンケート」の結果を反映します。

ごみ有料化により住民に新たな経済的負担が生じることから、社会的配慮・支援が必要と判断した世帯に対して、指定ごみ袋やシールの無料配布や有料化の手数料の減免を実施することが考えられます。

また、ごみの品目によっては、公共の目的において手数料の減免を実施することや、有料化対象外とすることも考えられます。

これら、配慮・減免措置の制度設計においては、一般世帯との公平性の保持、排出抑制への動機付けの保持、プライバシーへの配慮、運用コスト節減の視点を考慮する必要があります。

表 減免措置の実施状況（有効回答都市：○市）

No.	項目	実施	非課税世帯に限る	計	実施率
1	生活保護受給世帯				
2	児童扶養手当受給世帯				
3	特別児童扶養手当受給世帯				
4	ひとり親家庭等医療費助成世帯				
5	身体障害者手帳1級若しくは2級の交付を受けている方がいる世帯				
6	精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級の交付を受けている方がいる世帯				
7	療育手帳A級の交付を受けている方がいる世帯				
8	要介護4・5の認定を受けている方がいる世帯				
9	乳幼児がいる世帯				
10	在宅で腹膜透析をしている方がいる世帯				
11	ストーマを利用している方がいる世帯				

（出典）本市調査（2024年8月）

表 有料化対象外品目の状況（有効回答都市：○市）

No.	項目	対象外	減額袋の販売	指定袋の配布	計	実施率
1	おむつ					
2	ボランティア清掃ごみ					
3	枝・葉・草					
4	その他					

（出典）本市調査（2024年8月）

7 手数料の使途

※今後、「ごみ有料化都市アンケート」の結果を反映します。

ごみ有料化により徴収された手数料について、有料化の運用に必要な経費の他、適切な使途を定め、透明化することが求められます。

表 手数料の使途（複数回答）（有効回答都市：○市）

No.	項目	実施自治体数	実施率
1	ごみ有料化の運用に必要な経費		
2	排出抑制の推進に資するもの		
3	再生利用の推進に資するもの		
4	住民意識の改革に資するもの		
5	不法投棄や不適正排出の防止に資するもの		
6	一般廃棄物処理施設の整備費		
7	一般廃棄物の処理に要する費用		
8	地球温暖化対策や自然保護に資するもの		
9	住民サービスの充実		
10	その他		

（出典）本市調査（2024年8月）

第3章 本市の制度

1 導入目的

(1) 持続可能なごみ処理体制の構築

ごみ有料化の導入により、意識改革が進み、排出抑制や再生利用が推進されることで、ごみ処理経費の抑制、ごみ処理施設の規模縮小、最終処分場の延命化を図り、将来世代の負担を軽減するとともに、持続可能なごみ処理体制を構築していきます。

まずは、令和8年3月までに、新ごみ焼却施設の処理能力に合わせて、燃やせるごみ排出量を、令和5年度実績1日あたり98.2トンから、16.1トン・16.4%以上削減し、82.1トン以下とすることで、衛生的な生活環境や安定した事業活動を維持します。

(2) 「ゼロカーボンシティ会津若松」の実現

本市は、令和3(2021)年12月、2050年までのできるだけ早い時期に、温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ会津若松」を目指すことを宣言しました。

ごみ有料化の導入により、この実現に向けた4つの方向性の1つ、「3R+Renewableの推進※」として、リデュース（排出抑制。物を大切に使い、ごみを減らすこと）、リユース（再利用。使える物は繰り返し使うこと）、リサイクル（再資源化又は再生利用。ごみを資源として再び利用すること）、リニューアブル（素材代替。紙や木、バイオマスプラスチックなど持続可能な資源を使うこと）を進めていきます。

2 位置付け

(1) 一般廃棄物処理計画

本市は、令和3(2021)年4月に改訂した「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理計画）」に、ごみ有料化を検討することを位置付けていることから、下位計画として、「家庭ごみ有料化実施方針（素案）」を策定します。

また、本実施方針の策定後は、毎年度策定する「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」においても必要な記述を加えていきます。

(2) 条例・規則

ごみ有料化の導入により、手数料を徴収することとなるため、地方自治法第227条及び第228条の規定に基づき、廃棄物処理条例及び関係規則等を改正し、手数料に関する事項を定めます。また、手数料収入の用途を明確化するために、単年度剰余金は基金へと積み立てるため、必要に応じて基金条例を制定します。

3 導入時期

新ごみ焼却施設の稼働までに、燃やせるごみを減量するため、令和8年4月から施行することとします。

4 有料化の対象品目

(1) 有料化の対象とする品目

「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」を有料化の対象品目とします。

(理由)

- ・ 「燃やせるごみ」は、家庭ごみの79%を占め、ごみ総排出量の削減に重要な品目です。また、ごみ処理原価は53%を占める6億6千万円となっており、受益者負担を求めるべき品目であるとともに、収集運搬費や衛生事業負担金の抑制、ごみ処理施設の規模縮小や最終処分場の延命化のために削減が必要です。特に、令和8年3月稼働予定の新ごみ焼却施設の処理能力にあわせた排出量へ削減することが喫緊の課題です。以上の理由から、有料化の対象品目とします。
- ・ 「燃やせないごみ」は、家庭ごみの6%と小さい割合ではありますが、破碎後に最終処分場に埋め立て処分されているため、最終処分場の延命化のために、削減が必要です。また、ごみ処理原価は15%を占める1億9千万円となっていることに加えて、ごみ処理単価で見ると燃やせるごみの4倍以上の1kgあたり72.82円となっており、受益者負担を求めるべき品目であるとともに、減量が必要です。以上の理由から、有料化の対象品目とします。
- ・ 「粗大ごみ」は、ごみ処理単価が燃やせるごみの11倍、燃やせないごみの2.6倍となる1kgあたり191.76円であり、1点あたりとしても4,923円と高額であるため、受益者負担を求めるべき品目であるとともに、排出抑制が必要です。また、大半が不燃ごみとして破碎処理後に埋立処分されており、最終処分場の延命化の観点からも削減が必要です。さらに、既に民間の許可事業者が類似サービスを提供しており、民業を圧迫しない視点も必要です。以上の理由から、有料化の対象品目とします。

(2) 有料化の対象外とする品目

「資源物」を有料化の対象外とします。

(理由)

- ・ 「資源物」は、家庭ごみの15%を占めることや、ごみ処理原価の25%を占める3億2千万円の処理費がかかっていますが、有料化の対象とした場合、燃やせるごみや燃やせないごみの排出を抑制しようとする動機付けが上手く働かないことが懸念されます。資源物を有料化の対象外とすることで、燃やせるごみや燃やせないごみから、資源物の分別が進むことが期待できることから、有料化の対象外とします。

(3) 有料化の対象から除外する品目

「おむつ」と「ボランティア清掃ごみ」を有料化の対象から除外します。

(理由)

- ・ 「おむつ」は、燃やせるごみに該当しますが、育児や介護、障がいなどに伴ってやむを得ず発生するものであり、減量も難しい品目であることから、子育て支援

による少子化対策、高齢者・障がい者への福祉対策として、有料化の対象から除外します。

- 「ボランティア清掃ごみ」は、町内会・団体・個人・企業など実施主体を問わず、道路や水路、公園・緑地など公共空間をボランティア清掃した際に排出される燃やせるごみ又は燃やせないごみと定義し、協働のまちづくりを推進する観点や地域の環境美化を進める観点から有料化の対象から除外します。

表 有料化の対象・対象外・除外品目

品目		対象	対象外	除外	
1. 燃やせるごみ		○		おむつ ボランティア清掃ごみ (燃やせるごみ)	
2. 燃やせないごみ		○		ボランティア清掃ごみ (燃やせないごみ)	
3. 資源ごみ	(1) かん類	① アルミ缶		○	
		② スチール缶			
	(2) びん類	③ 無色・透明			
		④ 茶色			
		⑤ その他の色			
	(3) プラスチック類	⑥ ペットボトル			
		⑦ プラスチック製容器包装			
		⑧ プラスチック製品			
	(4) 古紙類	⑨ 新聞紙			
		⑩ 紙パック			
		⑪ 段ボール			
		⑫ その他の古紙			
	(5) 古布	⑬ 古着			
4. 粗大ごみ		○			

5 手数料の体系

「単純従量制（排出量単純比例型）」を採用します。

（理由）

- 「単純従量制」は、①制度が単純で分かりやすい、②負担の公平性が確保される、③排出抑制の動機付けが高い、④制度の運用コストが小さい、⑤手数料収入の活用ができるなど優れた利点があります。
- 特に、これまで周知啓発が届かなかった人にも受益者負担が生じることで、意識改革の効果が生まれることや、費用負担を軽減しようとすることによって、排出抑制や再生利用が促されることから、これまで減量に取り組んできた人に報いる公平な制度と考えます。

6 手数料の徴収方法

(1) 徴収方法

市が収集するごみについては、「指定ごみ袋」と「ごみ処理券（シール）」を併用します。また、一時多量ごみなど、ごみ処理施設へ直接搬入するごみについては、「窓口払い」とします。

（理由）

- ・ 「指定ごみ袋」は、排出量に応じた負担となり、①ごみの減量効果を実感できる、②負担の公平性が確保される、③不適正排出が起こりにくい、④収集効率が高いことから、市が収集するごみにおける手数料徴収方法の基本とします。
- ・ 「ごみ処理券（シール）」は、指定ごみ袋に入らない大きさ・長さの燃やせるごみと燃やせないごみ、さらには、粗大ごみでの手数料徴収方法として採用します。
- ・ ごみ有料化後も、ステーションに排出できない一時多量ごみが発生することが想定されるため、直接搬入ごみの手数料は「窓口払い」で徴収します。

(2) 種類・規格

有料化対象品目の指定ごみ袋は、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」について、「10ℓ」「20ℓ」「40ℓ」の容量で、10枚入りの規格で作成し、小売店で販売します。地球温暖化防止の観点から、可能であればリニューアブル素材を採用します。

また、有料化除外品目の「おむつ」については、市民の利便性向上と運用コスト回避のため、専用の袋は作成せず、「（一般に市販されている）透明又は半透明の袋に入れて「おむつ」と書いて排出する」こととします。

同じく有料化除外品目の「ボランティア清掃ごみ」については、ボランティア清掃の普及拡大と不適正排出防止のバランスを取るため、「ボランティア清掃ごみ（燃やせるごみ）」「ボランティア清掃ごみ（燃やせないごみ）」について、「10ℓ」「20ℓ」「40ℓ」の容量で、10枚入りの規格で作成し、必要とする排出者へ事前に市の窓口で配布することを基本とします。

有料化対象品のごみ処理券（シール）は、「共通ごみ処理券（燃やせるごみ・燃やせないごみ）」は、5枚綴りで作成し、小売店で販売します。「粗大ごみ処理券」は1枚ごとの形状で作成し、小売店で販売します。

表 指定ごみ袋・ごみ処理券の種類・規格

種類	規格	単位
燃やせるごみ指定袋	10ℓ、20ℓ、40ℓ	10枚入り
燃やせないごみ指定袋		
ボランティア清掃ごみ指定袋（燃やせるごみ）		
ボランティア清掃ごみ指定袋（燃やせないごみ）		
共通ごみ処理券（燃やせるごみ・燃やせないごみ）		5枚綴り
粗大ごみ処理券		1枚

7 手数料の金額

※今後、「ごみ有料化都市アンケート」の結果をもとに見直しを行います。

(1) 手数料の金額

燃やせるごみ・燃やせないごみ共に、1ℓあたり2円の手数料水準を基本として算出した金額とし、次の表の通りとします。体積と重量の換算は、環境省の例示に従い40ℓ袋を5kgとしました。

表 廃棄物処理条例・規則における手数料の規定案

種別	区分	手数料	
ごみ	1 市が収集運搬 処分するもの	(1)燃やせるごみ (2)燃やせないごみ	指定ごみ袋 (10ℓ袋) 20円 指定ごみ袋 (20ℓ袋) 40円 指定ごみ袋 (40ℓ袋) 80円
		(3)上記項目で指定ごみ 袋に入らないもの	共通ごみ処理券 100円
		(4)粗大ごみ	粗大ごみ処理券 2,000円
	2 占有者が直接 搬入するもの	(5)燃やせるごみ (6)燃やせないごみ	50kg以下のもの 800円 50kg超過のもの 160円/10kg

表 指定ごみ袋・ごみ処理券の販売価格

種類	規格・販売価格			
	10枚入り	10ℓ	20ℓ	40ℓ
燃やせるごみ指定袋	10枚入り	200円	400円	800円
燃やせないごみ指定袋		200円	400円	800円
共通ごみ処理券 (燃やせるごみ・燃やせないごみ)	5枚綴り	500円		
粗大ごみ処理券	1枚	2,000円		

※ 指定ごみ袋・ごみ処理券は、手数料として納付されるため、すべての販売店で金額は同額です。消費税及び地方消費税等を含んだ金額のため、販売店で消費税等が上乗せされることはありません。ごみ処理の受益者負担として支払われる手数料のため、イベント等の景品にすることはできません。

(2) 受益者負担率

令和4年度ごみ処理原価に基づく受益者負担率は次の通りです。

表 令和4年度ごみ処理原価に基づく受益者負担率

品目	排出方法		ごみ処理原価 (単価)	ごみ処理 手数料	受益者 負担率
可燃ごみ	ステーション	指定ごみ袋	2.19 円/ℓ	2 円/ℓ	91.3%
		共通ごみ処理券	35.0 円/点～ 210.2 円/点	100 円/点	285%～ 47.6%
	直接搬入	50kg 未満	17.52 円/kg	800 円/kg～ 16 円/kg	4,566%～ 91.3%
		50kg 超過		16 円/kg	91.3%
不燃ごみ	ステーション	指定ごみ袋	9.1 円/ℓ	2 円/ℓ	22.0%
		共通ごみ処理券	146 円/点～ 1,311 円/点	100 円/点	68.5%～ 7.6%
	直接搬入	50kg 未満	72.82 円/kg	800 円/kg～ 16 円/kg	1,099%～ 22.0%
		50kg 超過		16 円/kg	22.0%
粗大ごみ	戸別収集		4,923 円/点	2,000 円/点	40.6%

※ 環境省が用いる一般廃棄物の重量と体積の変換比率を使用。40ℓ=5kg。

※ 袋に入らない「燃やせるごみ」の想定品目は、ふとん2～5kg、木製イス（解体）5～7kg、カーペット6～12kg、カラーボックス（解体）9kg。2～12kgの幅があると想定した。

※ 袋に入らない「燃やせないごみ」の想定品目は、スキー板・ストック2～4kg、収納ケース2～6kg、スノーダンプ3～6kg、ファンヒーター8～11kg、事務イス9～11kg、家具調コタツ16～18kg。2～18kgの幅があると想定した。

(3) 標準世帯負担額

ごみ有料化後の標準世帯負担額について、「現状排出量」と「減量後排出量」で比較しました。「現状排出量」は、令和5年度のごみ排出量、組成分析結果から算出し、「減量後排出量」は、ごみ緊急事態宣言の最終目標達成に必要な協力率を実現した想定で計算しました。

ごみ有料化導入によって、ごみ減量が進んだ場合の一世帯2.3人の標準世帯負担額は、560円の負担（491円の負担増加）と試算されます。

①有料化前の標準世帯負担額

項目	数値
生活系可燃ごみ排出量 a (1人1日あたり排出量 562g×標準世帯人数 2.3人×366日)	473kg
可燃ごみ袋使用枚数 b(45ℓ=5.67kg、b=a/5.67)	84枚
生活系不燃ごみ排出量 c (1人1日あたり排出量 43g×標準世帯人数 2.3人×366日)	37kg
不燃ごみ袋使用枚数 d(45ℓ=5.67kg、d=c/5.67)	7枚
ごみ袋1枚あたりの単価 e(448円÷50枚入)	9円
ごみ袋使用枚数の計 f(b+d)	91枚
1か月あたりの標準世帯負担額 g(e×f÷12)	69円

②有料化後の標準世帯負担額（現状と同じ排出量）

項目	数値	有料化前 比較増減
可燃ごみ袋使用枚数 h(40ℓ=5kg、h=a/5)	95枚	+11枚
不燃ごみ袋使用枚数 i(40ℓ=5kg、i=c/5)	8枚	+1枚
ごみ袋使用枚数の計 j(h+i)	103枚	+12枚
ごみ袋の1枚あたりの単価 k	80円	+71円
1か月あたりの標準世帯負担額 l(j×k÷12)	687円	+618円

③有料化後の標準世帯負担額（ごみ減量後の排出量）

項目	数値	有料化前 比較増減
ごみ緊急事態宣言による生活系可燃ごみ削減量 m ($-12.61\text{t/日} \times 1000\text{kg/t} \div 112,882\text{人} \times 2.3\text{人} \times 366\text{日}$)	-94kg	-
可燃ごみ排出量 $n(a-m)$	379kg	-94kg
可燃ごみ袋使用枚数 $o(40\ell=5\text{kg}, o=n/5)$	76枚	-8枚
不燃ごみ袋使用枚数 $i(40\ell=5\text{kg}, i=c/5)$	8枚	+1枚
ごみ袋使用枚数の計 $p(o+i)$	84枚	-7枚
ごみ袋の1枚あたりの単価 k	80円	+71円
1か月あたりの標準世帯負担額 $q(p \times k \div 12)$	560円	+491円

(4) 手数料金額の理由

※今後、「ごみ有料化都市アンケート」の結果を反映して追記します。

① 指定ごみ袋の手数料の理由

- 排出抑制の推進について、全国で直近10年間にごみ有料化を導入したの例では、2円/ℓの排出抑制効果は平均〇%となっており、本市が必要とする令和5年度実績比-16.4%（を上回っています。と同等です。）
- 住民の受容性について、全国で直近10年間にごみ有料化を導入したの例では、手数料水準2円/ℓが〇%を占めており、不法投棄や不適正排出の発生は〇〇との回答を得ています。
- 周辺市町村における料金水準について、福島県内では、0.6円/ℓから1.3円/ℓの手数料水準が多くありますが、30年前から15年前の間にごみ有料化を導入した事例であることから、考慮しないこととします。

② 可燃ごみ・不燃ごみの手数料が同じ理由

- 不燃ごみの処理単価は、可燃ごみ処理単価の4倍と差があり、受益者負担の観点からは、高い手数料金額とすることも考えられますが、高い排出抑制を目指しているという誤ったメッセージとして捉えられてしまうおそれがあります。
- 不燃ごみは可燃ごみと比較して排出量が少ないこと、ごみ有料化の制度は分かりやすさが重要であることから、可燃ごみ・不燃ごみの手数料水準を同じにします。

③ ごみ処理券の理由

- ごみ処理券は、最大容量である40ℓの指定ごみ袋に入らない長さ・大きさの可燃ごみ・不燃ごみに用いることから、最大の40ℓ袋の手数料80円より高くあるべきです。
- 一方で、高くし過ぎた場合、一部の品目で受益者負担率が高くなりすぎることに加えて、ごみ処理施設への直接搬入が増加することで人的な負担・コストが増大するおそれや、不法投棄が増加するおそれがあります。
- このため、ステーションに出しやすく、分かりやすい金額としました。

④ 直接搬入手数料の理由

- ごみ処理施設への直接搬入は、引越しや片付けなどによる一時多量ごみの排出時には必要ですが、近年、ステーションに排出可能な小規模のごみの直接搬入が増えていることで、人的な負担・コストの増加や、市委託業者の収集効率低下への影響が懸念されています。また、台貫では10kg単位へ切り上げられてしまうことで、ごみ排出量が本来より重く計算されてしまいます。
- このため、50kg未満については50kgと同じ手数料を徴収することで、小規模のごみの直接搬入を抑制します。50kg以上については、指定ごみ袋と同等とします。

⑤ 粗大ごみ処理券の理由

- 本市は、他自治体と比較して、大きなサイズのごみについても、可燃ごみや不燃ごみとして収集できる収集運搬体制となっています。
- また、粗大ごみのごみ処理原価（単価）が高額なこと、民間許可業者の類似サービスがあることから、大きなものは民間許可業者の類似サービスを利用することや、小さくして可燃ごみや不燃ごみとして排出することを促します。

8 排出者責任

「記名式ごみ袋とごみ処理券（シール）」を導入し、ごみ・資源物排出カレンダーへの掲載や町内会への説明によって、「協力型」で実施します。記載内容は、氏名、苗字のみ、住所、部屋番号、町内会が指定する番号などとし、強制することがない仕組みとし、未記入であっても収集することとします。

（理由）

- 令和4年度一般廃棄物処理事業実態調査人口10万人以上50万人未満規模の232自治体の上位10団体においては、戸別収集を8自治体で、記名制を1自治体で実施しており、ごみ減量と排出者責任の明確化には高い相関関係があると考えます。
- ①ステーションの適正管理が向上する、②住民の抵抗感が少ないと言われている「協力型記名式ごみ袋とごみ処理券」の導入により、排出者責任を明確化させます。
- なお、戸別収集については、ごみの排出箇所、飛散、鳥獣被害が増え、衛生と美観に悪い影響があることから実施すべきではないと考えます。また、収集運搬の効率低下やコスト増加、車両・人員確保の準備期間の検討も必要となります。

9 配慮・減免措置

※ 今後、「ごみ有料化都市アンケート」の結果と庁内での検討を踏まえ追記します。

10 手数料の使途

(1) 収支試算

ごみ有料化による手数料収入と制度運営経費の収支は次の通り試算されます。

項目	金額	備考
ごみ有料化による手数料収入	2.5 億円	
ごみ有料化制度運営経費	1.0 億円	
差引額	1.5 億円	

(2) 差引額の使途

区分	事業の例
資源循環型社会の形成	①排出抑制の推進（デュース） ②再利用の推進（リユース） ③再資源化の推進（リサイクル） ④素材代替の推進（リニューアブル） ⑤住民意識の改革
衛生的な生活環境の保全	①不法投棄や不適正排出の防止 ②ごみ・資源物ステーションの機能充実 ③高齢者・障がい者などのごみ出し支援
地球温暖化対策	①省エネの推進 ②電化の推進 ③再生可能エネルギーの地産地消の推進
その他	①ごみ処理施設の整備・償還

(3) 使途の明確化

ごみ処理手数料の差引額を積み立て、翌年度以降の事業に充当することで使途を明確化するために、基金を設置します。なお、単独の基金とするか、目的や使途が概ね一致する基金の財源の一つとするかは検討します。

11 併用施策

(1) 指定ごみ袋の全戸送付

ごみ有料化が開始されたことを知らない方が多くいる場合、「指定ごみ袋」や「ごみ処理券」を使わずに、ステーションにごみが排出される事例が多く発生し、ステーションを管理する町内会の負担が増加することや、不適正排出が是正されにくくなることが懸念されます。

このため、全市民に対して、ごみ有料化施行前に、ごみ有料化制度パンフレットや、燃やせるごみ指定袋、燃やせないごみ指定袋等を、市から直接送付します。

(2) 町内会への協力要請

「指定ごみ袋」や「ごみ処理券」を使わずに、ステーションにごみが排出されないように、町内会に対して、制度開始からの2週間に限定して、朝のごみ出し時間に立会いを行っていただけるよう要請します。強力いただける町内会には、一定の報償金を支払うこととします。

(3) 「古着」から「古布」への資源化品目の拡大

市民負担の軽減と燃やせるごみの排出抑制のために、現在、公共施設を回収拠点としている「古着」について、令和8年4月から、品目を「古布」へと拡大し、資源物ステーションにおいて回収します。

12 有料化制度の検証

(1) 情報公開

ごみ有料化による排出抑制や再生利用の推進の効果、ごみ処理手数料の収支と用途、不法投棄や不適正排出の発生状況など、ごみ有料化に関する情報を定期的に公表します。

(2) 制度見直し

有料化の手引きでは、各自治体で定める「一般廃棄物処理基本計画」の見直し（おおむね5年毎）の機会に併せて、有料化制度の見直しをすることが適切であるとされています。

このため、本市の次期一般廃棄物処理基本計画にごみ有料化について位置付けるとともに、当該計画の見直しにあわせて、ごみ有料化制度についても、適宜、必要な見直しを行っていきます。